

船橋市経営相談実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業者等の活性化を目的として行う中小企業診断士（以下「経営相談員」という。）による経営相談（以下「相談」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象は、原則として市内中小企業者、市内在住中小企業経営者、独立並びに新規事業開業を希望する者とする。

(相談料)

第3条 相談料は、無料とする。

(相談の実施方法)

第4条 相談日時は、会計年度の毎月第3週の火曜日（祝祭日除く）の午後1時から4時までとし、市役所の会議室で実施するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合には、予算の範囲内において臨時にこれを開催することができる。

2 相談の申込みは、事前申込による先着順とし、1回につき3人まで受け付けるものとする。

(相談の内容)

第5条 相談の内容は、原則として次に掲げるものとする。

- (ア) 経営に関する諸問題に対する相談に関する事
- (イ) 新規事業開始に伴う相談に関する事
- (ウ) 独立開業に伴う相談に関する事
- (エ) その他前号に関連する相談に関する事

(経営相談員の設置)

第6条 相談を実施するため、一般社団法人千葉県中小企業診断士協会から推薦のあった中小企業診断士を経営相談員として設置する。

(職務)

第7条 経営相談員は、第5条各号に規定する相談に応じ、必要な助言、指導等を行うものとする。

2 経営相談員は、相談内容を市長に報告しなければならない。

(経営相談員への報償)

第8条 経営相談員への報償は、3時間につき25,000円とする。ただし、この中には諸手当、交通費等も含むものとする。

(守秘義務)

第9条 経営相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施にあたり必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。